令和 3年度予算見積調書

課室名: 消費生活支援センター

担当名:総務・企画調整担当

(単位・千円)

内線: 2935

						1 1/010	<u> </u>	(1111)
番号	事業名	会計	款	項	目		説明事業	
B59	消費者の安心・安全サポート事業費	一般会 計	総務費	県民費	消費者対策費	消費生活相談等運営費		
事 業	昭和60年度~ 根 拠 消費者基本法、特定商取引に関する法律、埼玉県民の消費生 令和 4年度 法 令 活の安定及び向上に関する条例、消費者安全法			宣項目			SDGsゴール	12
期間				予野施策	020412 消費者被害の防止		SDGsターケ゛ット	12-1

1 事業の概要

消費生活支援センターを適切に運営し消費者からの相 談・苦情に対して助言やあっせん等を行うことにより、 消費者被害を救済し消費者の権利及び利益の確保を図る

また、悪質事業者の不適正行為は後を絶たないため、 悪質事業者に対する指導・処分等を強力に実施していく ことにより県民の安全で安心な消費生活の実現を図る。 3.550千円

- (1) 相談・苦情処理事業費
- (2) 悪質事業者対策強化事業費
- 1,313千円
- (3) 多重債務対策推進事業費
- 10千円

2 事業主体及び負担区分

- (1)(国庫10/10) 、(県10/10)
- (国庫10/10)、(国 1/2・県1/2)、
- (県 10/10) (3) (県 10/10)
- 3 地方財政措置の状況

なし

4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×16,4人=155,800千円

5 事業説明

(1) 事業内容

ア 相談・苦情処理事業費 消費生活相談員を配置すると共に弁護士等の苦情処理アドバイザーを設置し

相談・苦情に対する助言やあっせん等を行う。 3.550千円

県警OB職員3人を配置、事業者指導の実施等 悪質事業者対策強化事業費 1,313千円 埼玉県多重債務対策協議会の設置、一斉相談会の開催等 10千円

ウ 多重債務対策推進事業費

(2) 事業計画

ア 相談・苦情処理事業費

消費生活支援センター(本所・支所)に消費生活相談員を配置すると共に、弁護士等の苦情処理アドバイザーを 設置し、相談・苦情に対する助言やあっせん等を行う。

イ 悪質事業者対策強化事業費

悪質行為を繰り返す事業者に対しては、厳しい処分(行政処分等)を実施すると共に特定商取引法及び県消費生 活条例に基づき、相談窓口との連携により、新たに規制対象となる事業者の調査を集中的に行う。

ウ 多重債務対策推進事業費

「埼玉県多重債務対策協議会」を設置し、一斉相談会の開催、市町村相談窓口の整備・強化など、関係機関と緊 密に連携し、多重債務者に関する対策を推進していく。

(3) 事業効果

消費生活相談を処理することにより、消費者被害を直接的に救済し、また悪質事業者を取り締まることで安心で 安全な県民の消費生活の確保を図ることができる。

平成30年度 平成29年度 令和元年度 消費生活相談件数 53.997件 58.683件 50,426件 悪質事業者の処分 15件 12件 7件 指導 63件 48件 65件 多重債務対策協議会の実施 7回 7回 7回

		財源内訳							***
予算額		国庫支出金						一般財源	前年との 対比
決定額	4, 873	1, 392						3, 481	△478
前年額	5, 351	1, 478						3, 873	